（前のページより続き）

○平成十九年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を変更した件（同二七九）　六一
○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第一条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものを定める件（同二八〇）　六一
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定に基づき化学物質を第三種監視化学物質として指定した件（経済産業・環境五）　六一

〔公　告〕

諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、特恵関税、基本測量関係事項関係　六二
裁判所
破産、免責、再生関係　六六
特殊法人等
平成二十事業年度財務諸表等（北海道旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組合・預金保険機構・石炭鉱業年金基金・農水産業協同組合貯金保険機構・全国農業会議所）、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、西日本高速道路株式会社工事一部完了、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・名簿への紛争解決手続代理業務の付記関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

府　令

○内閣府令第五十六号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）を実施するため、消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日　　内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令

消費者安全法第二十二条第一項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この府令は、消費者安全法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

別記様式

（表面）

消費者安全法第22条第1項の規定により立入調査等をする職員の

第　　号

写真

押出スタンプ

身分証明証

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

内閣総理大臣（都道府県知事等）　㊞

（裏面）

消費者安全法抜粋

（報告、立入調査等）

第二十二条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2　前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条　第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。